

栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県外産業廃棄物の県内における最終処分について、事前協議の手続きその他必要な事項を定めることにより、県外産業廃棄物の適正な処理を図り、もって本県の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 県外排出事業場 産業廃棄物を排出する県外の事業場、工場、工事現場等をいう。
- (3) 県外産業廃棄物 県外排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。
- (4) 最終処分業者 産業廃棄物の最終処分を業として行うことについて、法第14条第6項又は第14条の2第1項の規定により栃木県知事の許可を受けた者をいう。
- (5) 収集運搬業者 産業廃棄物の収集運搬を業として行うことについて、法第14条第1項又は第14条の2第1項の規定により栃木県知事の許可を受けた者をいう。

(事前協議)

第3条 その事業活動に伴い県外産業廃棄物を生ずる事業者(法第12条第5項に規定する中間処理業者(以下「中間処理業者」という。))を含む。以下「県外排出事業者」という。)は、県外産業廃棄物の県内における最終処分を最終処分業者に委託して行おうとするとき又は当該最終処分を自ら行おうとするときは、あらかじめ県外排出事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物最終処分事前協議書(別記様式第1号。以下「協議書」という。)により最終処分を行おうとする施設(以下「最終処分場」という。)に係る事務を所掌する環境森林事務所又は環境管理事務所長(以下「所長」という。)と協議しなければならない。

- (1) 県外排出事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 県外排出事業場の名称及び所在地並びにその県外排出事業場における産業廃棄物の管理責任者の氏名
- (3) 最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の種類、性状及び数量
- (4) 県外排出事業場が、工作物の建設工事又は解体工事(改修工事を含む。以下同じ。)(以下「建設工事等」という。)の現場である場合には、当該建設工事等の発注者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (5) 県外産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託して行おうとする期間又は当該最終処分を自ら行おうとする期間
- (6) 県外産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託しようとする場合には、その最終処分業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに最終処分場の所在地及びその最終処分場における産業廃棄物の管理責任者の氏名
- (7) 県外産業廃棄物の収集運搬を収集運搬業者に委託しようとする場合には、その収集運搬業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びにその収集運搬業者の産業廃棄物の管理責任者の氏名
- (8) 県外産業廃棄物の最終処分を自ら行おうとする場合には、その最終処分場の所在地、埋立面積及び埋立容量
- (9) 県外産業廃棄物の運搬を自ら行おうとする場合には、当該運搬の用に供する運搬車両
- (10) 県外産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程
- (11) 県内において最終処分を行おうとする理由
- (12) 県外排出事業場における県外産業廃棄物の分別の方法
- (13) 県外排出事業場における県外産業廃棄物の減量化、再資源化又は再利用の方法

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県外排出事業者が法人である場合に登記事項証明書、個人である場合には住民票(外国人にあっては、外国人登録証明書)の写し
- (2) 県外産業廃棄物の収集運搬又は最終処分を他の者に委託しようとする場合には、当該収集運搬又は最終処分に係る委託契約書の写し及び受託者の産業廃棄物処理業の許可証の写し
- (3) 県外産業廃棄物の運搬を自ら行おうとする場合には、当該運搬の用に供する運搬車両の姿写真及び自動車検査証(所有権を有しない場合には、使用権原を証する書類)の写し
- (4) 県外排出事業場が建設工事等の現場である場合には、当該建設工事等の発注者との工事請負契約書等の写し
- (5) 県外排出事業者が産業廃棄物の処分を業として行っている者である場合には、その許可証の写し

し

- (6) 県外産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における業務の分担体制を明らかにする書類
 - (7) 県外排出事業場における県外産業廃棄物の発生場所及び保管場所の写真
 - (8) 県外排出事業場が解体工場の現場である場合には、解体前又は改修前の工作物の写真
 - (9) 県外排出事業場が中間処理施設である場合には、当該施設における産業廃棄物の比重換算表、過去1年間の処理の実績を明らかにする書類及び処理状況を明らかにする写真
 - (10) 県外産業廃棄物が積替保管施設を経由する場合には、当該施設の場所及び構造を明らかにする写真
 - (11) 県外排出事業場から運搬先の最終処分場までの運搬経路を明らかにする書類
 - (12) 県外産業廃棄物の性状を明らかにする書類及び写真
 - (13) 県外産業廃棄物の溶出試験及び含有量試験の分析証明書（協議書を提出する日前6月以内に行われた当該試験の結果に係るものに限る。）の写し
 - (14) 県外排出事業者が過去に法第12条の3第1項の規定により産業廃棄物管理票を交付した者である場合には、同条第4項前段若しくは第5項又は第12条の5第5項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写し
 - (15) 県外産業廃棄物の県内における最終処分を行うに当たって産業廃棄物の処理に係る法令等及びこの要綱を遵守する旨の誓約書
 - (16) その他所長が必要と認める書類
- （通知）

第4条 所長は、県外排出事業者から協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要な事項について指導を行い、県外産業廃棄物の適正処理を図る上で支障がないと認めるときは、その旨及び最終処分の承認期限を記載した通知書（以下「最終処分承認通知書」という。）を県外排出事業者に交付するものとする。

2 所長は、県外排出事業者が産業廃棄物の処分を最終処分業者に委託しようとする場合には、県外排出事業者に最終処分承認通知書を交付した旨を当該最終処分業者に通知するものとする。

3 所長は、県外排出事業者に最終処分承認通知書を交付した旨を当該最終処分場の所在する市町村の長に通知するものとする。

（指導の基準）

第5条 前条第1項の規定により行う指導の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県外産業廃棄物の分別を適正に実施していること。
- (2) 県外産業廃棄物の減量化、再資源化又は再利用を実施していること。
- (3) 施設の改善指導等を受けている最終処分業者に県外産業廃棄物の処分を委託しようとしていないこと。
- (4) 県外産業廃棄物が積替保管施設を経由することにより、県外排出事業者の特定が困難になるおそれがないこと。
- (5) 産業廃棄物の処理に係る法令等及びこの要綱に適合していること。

（実施の制限）

第6条 県外排出事業者は、最終処分承認通知書の交付を受けた後でなければ、県外産業廃棄物の県内における最終処分を最終処分業者に委託して行い、又は当該最終処分を自ら行ってはならない。

（変更協議等）

第7条 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ県外産業廃棄物最終処分変更事前協議書（別記様式第2号）により所長と協議しなければならない。

- (1) 県外産業廃棄物の種類、性状及び数量（減少する場合を除く。）
- (2) 県外産業廃棄物の収集運搬を収集運搬業者に委託している場合には、収集運搬業者（当該収集運搬を複数の収集運搬業者に委託している場合であって、その一部の収集運搬業者について委託を取りやめようとする場合を除く。）
- (3) 県外産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程
- (4) 県内において最終処分を行おうとする理由
- (5) 県外排出事業場における県外産業廃棄物の分別の方法
- (6) 県外排出事業場における県外産業廃棄物の減量化、再資源化又は再利用の方法

2 第3条第2項から第6条までの規定は、前項の規定による変更協議をした県外排出事業者について準用する。

3 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に、県外産業廃棄物最終処分変更届出書（別記様式第3号）を所長に提出しなければならない。

- (1) 県外排出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所

在地)

- (2) 県外排出事業場の名称及び所在地
 - (3) 県外排出事業場が建設工事等の現場である場合には、当該建設工事等の発注者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (4) 県外産業廃棄物の運搬を自ら行っている場合には、当該運搬の用に供する運搬車両
- 4 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出をした県外排出事業者について準用する。
（報告書の提出）

第8条 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者は、当該最終処分が完了したときは、速やかに、県外産業廃棄物最終処分完了報告書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者のうち中間処理業者は、毎年度4月、7月、10月及び1月の各月（以下「報告月」という。）の前月の末日から起算して過去3月間に行った県外産業廃棄物の県内における最終処分について、県外産業廃棄物処理実施状況報告書（別記様式第5号）をそれぞれ報告月の10日までに所長に提出しなければならない。
（処理状況の確認等）

第9条 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者は、県外排出事業場及び処理する産業廃棄物の種類ごとに、当該最終処分に係る県外産業廃棄物の処理について、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載した帳簿を備えることにより、県外産業廃棄物の適正な処理状況の確認を行わなければならない。

運搬	1 運搬年月日 2 運搬の方法及び運搬先ごとの運搬量運搬の委託
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量処分
処分	1 処分年月日 2 処分先ごとの処分量処分の委託
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに許可番号 3 受託者ごとの内容及び委託量
備考	運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、それぞれ石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすることとする。

- 2 前項の帳簿は、5年間保存するものとする。
- 3 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者は、産業廃棄物管理票及びその写し並びに第1項の帳簿の適正な管理のため、県外排出事業場ごとに管理票等管理責任者を置くものとする。
（通知書の写しの備付け）

第10条 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者は、最終処分承認通知書の写しを運搬車両に備え付けるとともに、自ら最終処分を行う場合には、最終処分場に備え付けるものとする。

2 第4条第2項の規定により通知を受けた最終処分業者は、最終処分承認通知書の写しを最終処分場に備え付けるものとする。
（遵守の状況の把握及び協力の要請）

第11条 所長は、関係地方公共団体の長の協力を得て、協議内容の遵守状況の把握に努めるものとする。

2 所長は、県外産業廃棄物の適正な処理を図る上で必要があると認めるときは、法第23条の5の規定により、県外排出事業場の所在地を管轄する都道府県の知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する指定都市の長等に対し、県外排出事業者への指導について協力を求めるものとする。

3 所長は、県外産業廃棄物の適正な処理を図る上で必要があると認めるときは、法第18条第1項の規定により県外排出事業者、最終処分業者及び収集運搬業者に対し報告を求め、又は法第19条第1項の規定によりその職員に当該最終処分場及び県外排出事業場に立入検査を実施させるものとする。
（勧告及び公表）

第12条 所長は、県外排出事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該県外排出事業者に対し県外産業廃棄物の県内への搬入の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(1) 第3条第1項又は第7条第1項の規定による協議をせず、県外産業廃棄物の県内における最終

処分を最終処分業者に委託して行い、又は当該最終処分を自ら行ったとき。

- (2) 最終処分承認通知書の交付を受ける日前に県外産業廃棄物の県内における最終処分最終処分業者に委託して行い、又は当該最終処分を自ら行ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により最終処分承認通知書の交付を受けたとき。
- (4) 最終処分承認通知書の交付を受けた県外排出事業者のうち中間処理業者が、第8条第2項の規定に違反して、県外産業廃棄物処理実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして県外産業廃棄物処理実施状況報告書を提出したとき。
- (5) その他不適正な県外産業廃棄物の処理が行われたとき。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた県外排出事業者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができるものとする。

- (1) 県外排出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 公表の理由及び勧告の内容
（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から実施する。ただし、第6条の規定は、同年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により環境森林事務所長又は環境管理事務所長（以下「所長」という。）がした通知その他の行為は、この要綱による改正後の栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定に基づいて、所長がした通知その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の実施の際現に旧要綱の規定により所長に対してされている協議は、新要綱の相当規定に基づいて、所長に対してされた協議とみなす。
- 4 新要綱第8条第2項及び別記様式第5号の規定は、平成20年11月1日以後に行われる県外産業廃棄物の県内における最終処分について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。